

報告事項2（周知・報告）

教職員の懲戒処分について

教育長が専決した標記について、別紙のとおり報告する。

令和3年10月25日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

教 職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

1 概要

(1) 経緯

令和3年4月6日、府が新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、府民等に対し、「4人以下でのマスク会食の徹底」等の要請をしている中、知事部局職員が5人以上での会食を行い、陽性者が複数発生したことが、判明した。

これを受け、令和3年4月7日、知事部局が府職員に対して5人以上の会食への参加について調査を実施したことから、同月12日、府立学校においても、教職員を対象に調査を実施したところ、職員同士で5人以上の会食を行っていた者が453名いたことが判明した。

(2) 不適切な会食事案に係る処分

大阪府が府民・事業者等に対して「4人以下でのマスク会食の徹底」等を要請している中、5人以上の会食を行った教職員について、以下の処分を行った。【処分日：令和3年9月9日及び同月10日】

処分内容	処分者数	処分者数の内訳（※）
戒 告	2名	府立高等学校・校長（59歳） 府立支援学校・校長（52歳）
厳 重 注 意	3名	教頭2名、事務長1名
所属長注意	448名	教諭等440名、実習助手6名、主査2名
合 計	453名	

※処分者の職階は会食当時。年齢は処分日時点。

2 今後の取組について

教職員一人ひとりが、大阪の教育を担う公務員としての責任を自覚し、公立学校に対する信頼を損なうことがないよう、服務に関する指導と綱紀保持の徹底を図り、不祥事防止に取り組んでいく。